

南部町国土利用計画（案）

令和6年3月

南 部 町

目次

はじめに.....	1
第1章 土地利用の現状と課題.....	2
第1節 南部町の現状.....	2
第2節 土地利用の課題.....	9
第2章 土地利用の方向.....	11
第1節 土地利用の基本理念.....	11
第2節 土地利用の基本方針.....	12
第3節 利用区分別の土地利用の基本方針.....	13
第4節 土地利用の目標.....	15
第3章 計画を達成するために必要な措置の概要.....	16

はじめに

この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、長期にわたり安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として、南部町の町域における国土(以下「町土」という。)の利用に関して必要な事項を定めるものであり、全国の区域及び鳥取県の全域について定める国土の利用に関する計画(全国計画及び県計画)を基本として、地方自治法第2条の規定に基づく南部町総合計画の基本構想に即して策定したものである。

なお、今後の土地利用をめぐる社会潮流の変化を踏まえ、必要に応じてこの計画を見直すものとする。



第1章 土地利用の現状と課題

第1節 南部町の現状

1 町域の概要

南部町は鳥取県の西端に位置し、2004年（平成16年）10月1日に旧会見町と旧西伯町の2町が合併して誕生した町である。面積は114.03平方キロメートルで、町域は豊かな自然に恵まれるとともに、県下有数の古墳密集地帯で、大国主命の古事に由来する史跡・地名が多く見られ、律令国家以前から豊かな文化が栄えた場所である。

町の南側に鎌倉山（731m）など日野郡に連なる山地、北側に手間要害山（329m）を挟んで平地・丘陵地が広がり、水田地帯と町の特産物である柿・梨・いちじく等の樹園地が形成されている。

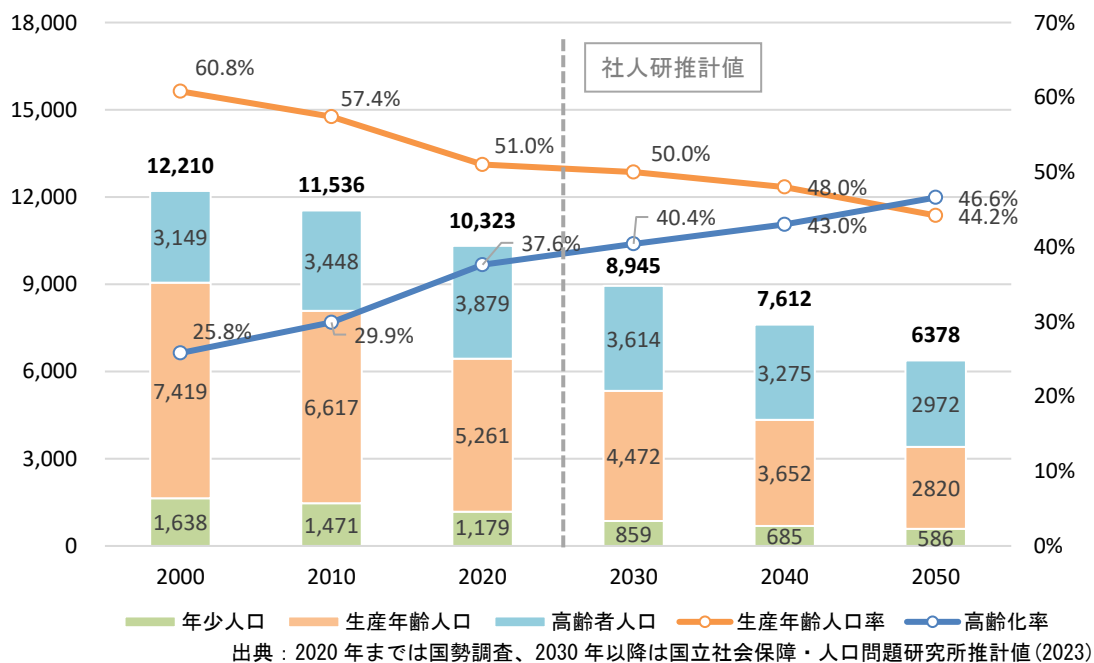
南部山地を水源とする日野川支流法勝寺川が西部を北流し、途中で鎌倉山から発した東長田川を合わせ、要害山の西麓を抜けて米子市域に入る。1988年（昭和63年）に法勝寺川を堰き止めた賀祥ダムが竣工し、緑水湖一帯はアウトドアスポットとして整備された。

また、1999年（平成11年）に大山を一望できる越敷野台地にオープンした「とっとり花回廊」は約50haの敷地を有し、日本最大級のフラワーパークとして県内有数の観光地となっている。

2 本町の社会的状況

2020年（令和2年）の国勢調査では、本町の総人口は10,323人、世帯数（一般世帯）は3,531世帯となっている。近年、全国的に人口減少が進む中で、本町の人口推移についても減少しており、今後も減少推移していくことが予測されている。人口変動の状況について、南部地域では人口減少割合が高いなど地域間で差がみられる。

【年齢3区分別人口の推移】



【地域振興協議会エリア別の人口減少状況】



地域振興協議会	人口(人)		減少率
	2010	2020	
東西町	1,204	1,115	-7.4%
天津	2,017	1,944	-3.6%
おおくに	1,576	1,426	-9.5%
法勝寺地区	2,126	1,895	-10.9%
あいみ手間山	2,612	2,290	-12.3%
あいみ富有の里	1,191	1,016	-14.7%
南さいはく	810	637	-21.4%

出典：各年国勢調査 小地域人口より算出

南部町は、鳥取県の西端に位置する総面積 11,403ha の町で、町の南側に鎌倉山など日野郡に連なる山地、北側に手間要害山を挟んで平地・丘陵地が広がり、水田地帯と樹園地が形成されている。

本町の地域資源である山間地と東長田川等の自然は、魅力ある自然環境を形成し、平成 27 年に環境省が全国 500 か所を選定した「生物多様性保全上重要な里地里山」に、町の全域が指定を受けている。

本町は、町域の大部分が森林であり、河川沿いにおいて、田や建物用地の土地利用がされている。

また町の南部では、山間部を除くほとんどの地域が農業振興地域に指定されている。農用地区域についても、法勝寺地域や天萬地域をはじめとする、人口密集地域の周辺に広く分布している。

産業は、第三次産業が主体となっており、今後は、第三次産業の集積を維持するとともに、第一次・第二次産業の振興に努めていく必要がある。

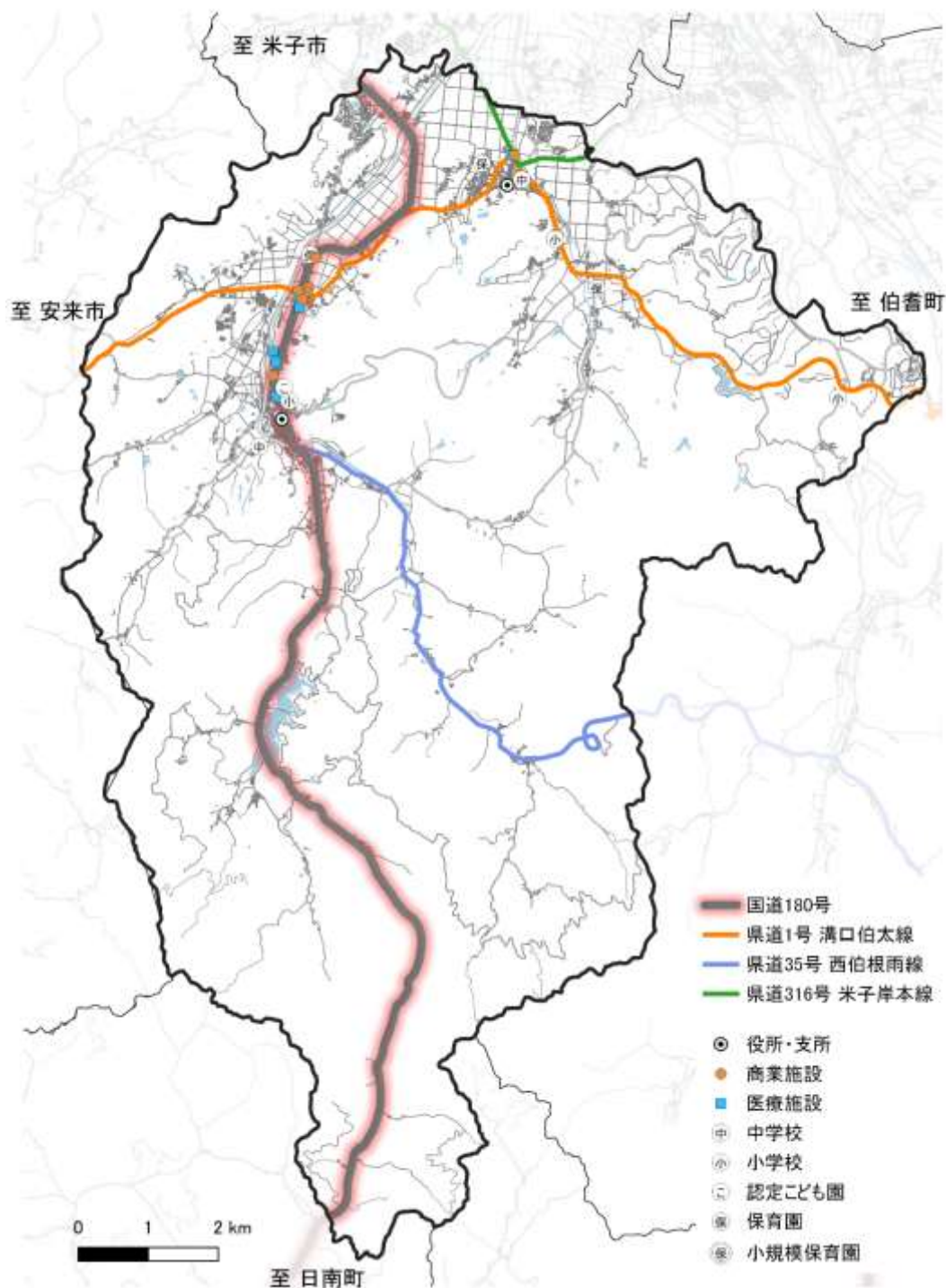
南部町の農業生産は、水稻、梨・柿・いちじくなどの果樹、花卉、白ネギ、ブロッコリーなどの野菜、畜産が主体である。特に梨と柿については、県下でも有数の産地として定着しており会見地域の特産の富有柿をはじめ、柿の新品種の輝太郎、梨についても付加価値の高い新甘泉の生産を振興している。

町を国道 180 号が縦断しており、米子市への主要道路となっている。米子へのアクセスの利便性が高く、この国道沿いに商業施設や医療施設、飲食店が立地している。

国道 180 号に県道 1 号 溝口伯太線と県道 35 号 西伯根雨線が接続し町内の各地を結び、また県道 316 号米子岸本線が天萬地域と米子、伯耆を結んでいる。

子育て施設は認定こども園が 1 施設、保育園が 3 施設、社会福祉法人が運営する小規模保育所が 1 施設の計 5 施設立地している。教育施設は小学校が 3 施設、中学校が 2 施設立地している。

【主要道路と生活利便施設】

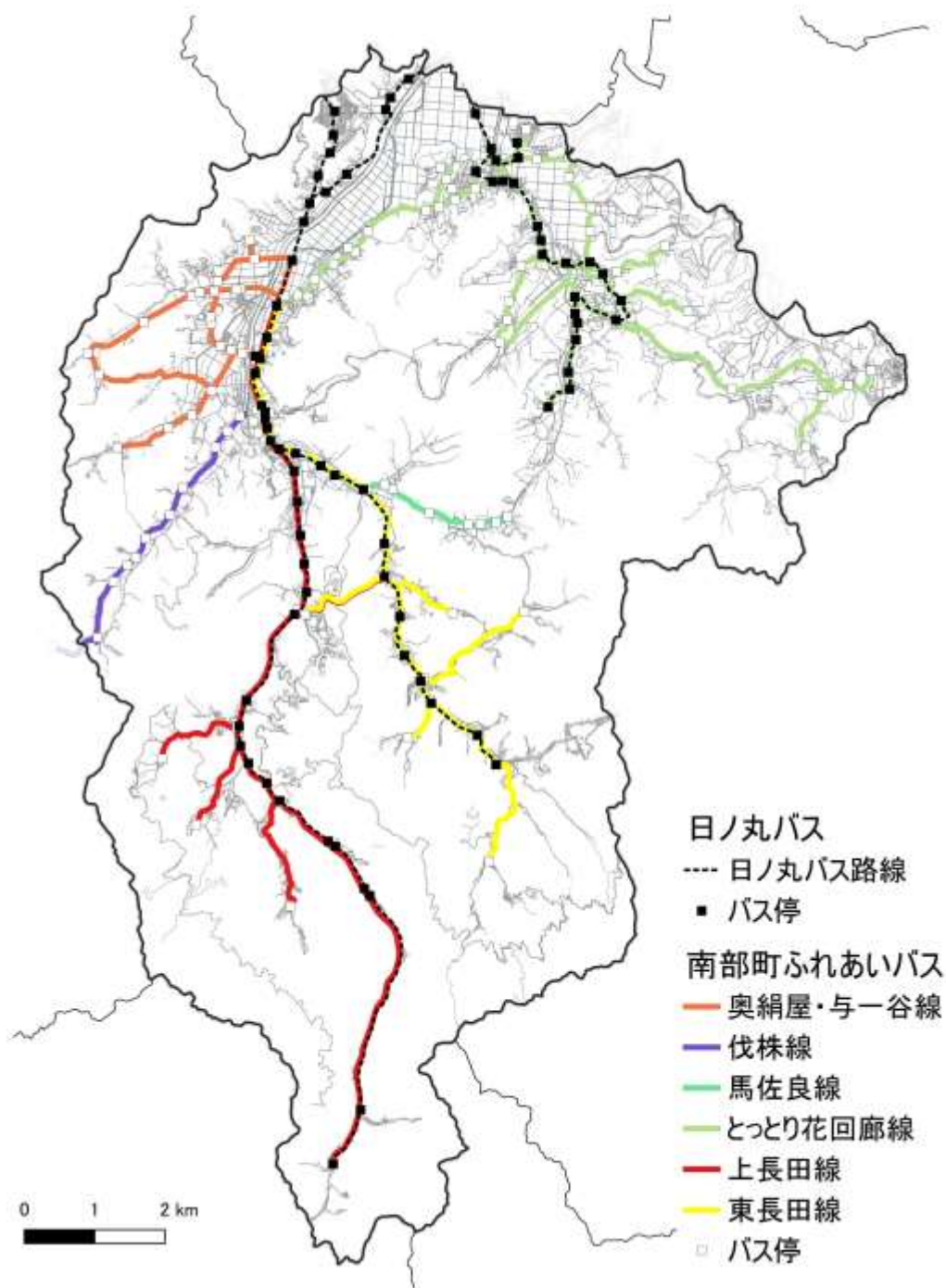


出典：国土数値情報-緊急輸送道路等

公共交通としては、日ノ丸自動車株式会社が運行する「日ノ丸バス」と町営の一部定時線運行を残した、デマンド型運行の「ふれあいバス」が運行している。

米子との接続は「日ノ丸バス」が担っており、各地域から南部町の主要地点（西伯病院や町役場）などへの交通を「ふれあいバス」で接続している。このうち、町営ふれあいバスはスクール便も兼ねていることから一部を定時定路線運行としているが、利便性向上のためAI デマンド交通システムを活用した予約型区域運行を行っている。

【公共交通網】

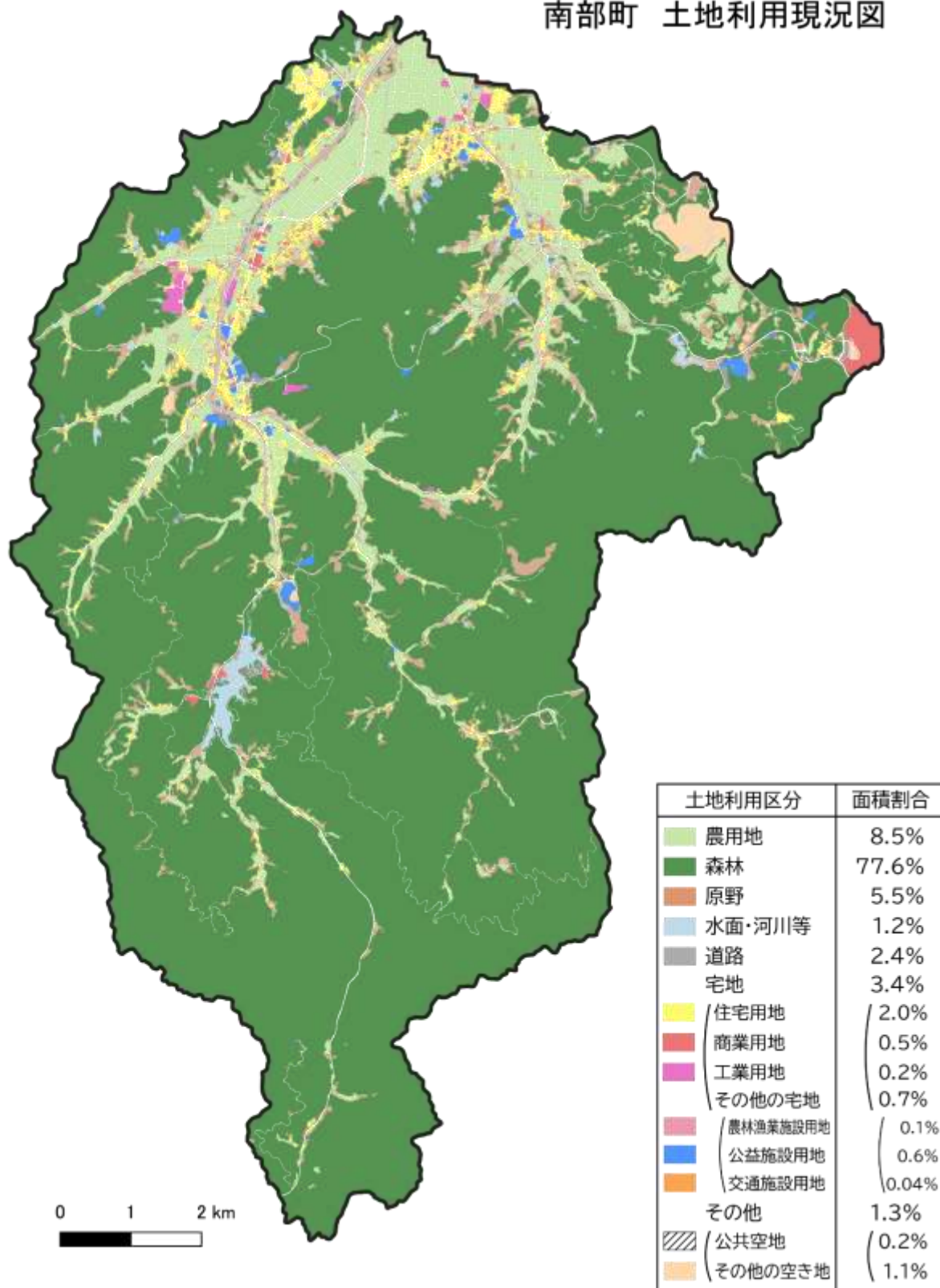


出典：日ノ丸自動車株式会社 HP 及び南部町ふれあいバス路線図より作成

3 本町の土地利用現況

令和5年度における土地利用状況は、農用地が8.5%、森林が77.6%、原野が5.5%、水面・河川・水路が1.2%、道路が2.4%、宅地が3.4%、その他が1.3%となっている。

南部町 土地利用現況図



※各利用区分の詳細については次頁参照

(参考：本計画における土地利用区分の考え方)

土地利用区分		細分類		
自然的土地利用	農用地	水田、畑、樹園地、採草地、養鶏(豚、牛)場		
	森林	樹林地		
	原野	原野、荒地、河川敷、耕作放棄地等自然的状況のもの		
	水面・河川等	河川水面、湖沼、ため池、用水路など		
都市的土地利用	道路	道路		
	宅地	住宅用地	住宅（住宅に付随する物置、車庫含む）、共同住宅店舗等併用住宅、作業所併用住宅	
		商業用地	業務施設、商業施設、宿泊施設など	
		工業用地	工場	
		その他の宅地	農林漁業施設用地	農業用納屋、畜舎、農林漁業用作業場など
			公益施設用地	町庁舎、駐在所、小中学校、保育所、図書館、病院、スポーツ施設、老人ホーム、神社、斎場など
	交通施設用地		バスターミナル、倉庫など運輸倉庫施設	
	その他	公共空地	公園・緑地、広場、墓園	
その他の空き地		ゴルフ場、太陽光発電整備地、平面駐車場など		

※ 国土交通省 都市計画基礎調査実施要領を参考に作成

第2節 土地利用の課題

本町の状況は、少子高齢社会の到来、社会情勢等を背景に、次のような課題への対応が求められている。

① 人口減少・少子高齢化への対応

全国的に人口減少・少子高齢化が進行している中で、本町においても、若年人口や生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が進み、将来的に人口規模は小さくなることが予測される。

また、所有者不明土地等の低未利用地や空き家等の増加等、従来と同様な労力や費用をかけて土地を管理し続けることが困難になることが想定され、こうした変化への適切な対応がまちづくりに求められる。

② 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応

過去の鳥取県西部地震等の経験や、大型台風・集中豪雨などの全国的な自然災害の増加や被害の激甚化から、町民の安全・安心に関する意識が高まっており、災害に対する安全性の確保が求められている。

土地本来の災害リスクを踏まえた町土利用・管理については、ハード面とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの高い地域^{*1}については、災害リスクの把握及び周知を図った上で土地利用を行う必要がある。

③ 豊かな森林資源の適切な保全及び整備

本町の森林景観は地域の優良な資源であり、本町の約8割を占めている。

一方で、これらの森林が適切な手入れをされないことによって、多面的機能が低下することが懸念されている。

これらの森林を保全、整備し適切に土地利用することで、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、水源涵養等の森林の有する多面的機能を確保する必要がある。

④ 農地の保全や産地の維持

本町では、将来的に生産年齢人口(15～64歳)が減少していく中で、基幹産業である農業に関して、農産物の生産能力の低下や農業従事者の高齢化と後継者不足が進んでいる。

そのため、後継者の就農意欲の確認と数年後に耕作放棄地となる可能性がある農地を把握し、農業委員会と連携して集落営農、法人等を全町に広げる取り組みの強化や農業所得向上のため高収益作物の面積拡大や二毛作、有機農法などに取り組む農業者の支援による、農地の保全及び産地の維持が課題となっている。

⑤ 住・就業の場の確保

本町では、移住定住対策として、空き家を活用した移住者等への住居の提供をはじめ、新婚・子育て世帯を対象とした家賃支援や、宅地開発促進事業などを行っているが、現時点において、新たに移住者を呼び込み定住してもらうための住宅や宅地の不足が課題となっている。

そのため、優良な農用地、森林の保全に留意しながら、将来の住宅等の開発需要に対応した土地利用を進める必要がある。

⑥ 里地里山環境の保全

人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山環境であるが、今後、土地への働きかけの減少により、自然資源の管理や利活用にかかる知恵や技術の喪失等も懸念される。人と自然との関わりのなかで育まれてきた里地里山の景観や集落の環境を保全し、これらを活用して地域の魅力を高めることは、本町の自然、歴史、文化を将来世代へ継承する観点からも重要である。

⑦ 自然環境や景観等の悪化と新たなカーボンニュートラル^{※2}、30 by 30 等の目標^{※3}の実現に向けた対応

近年の町土を取り巻く条件変化や課題のなか、生物多様性の確保や自然環境の保全を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する視点から、町土の適正な利用と管理を通じて、町土を荒廃させない取組が必要である。

※1 「災害リスクの高い地域」とは、南部町ハザードマップで示されている土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域、洪水浸水想定区域等が指定されているエリアを想定

※2 「新たなカーボンニュートラル」…2050年カーボンニュートラル(温室効果ガスの排出を2050年までに実質ゼロの実現を目指す世界的な長期目標)

※3 「30 by 30 等の目標」…2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する国際公約

第2章 土地利用の方向

第1節 土地利用の基本理念

国土利用計画法において、国土利用の基本理念は、「公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ること」と定められている。

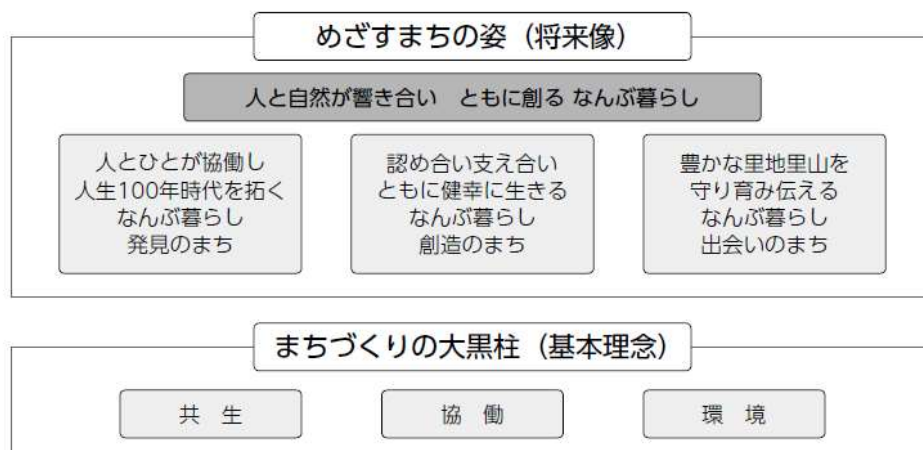
町土は、現在および将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産のための諸活動のための共通の基盤をなすものである。

急激な人口減少や少子高齢化の加速等を背景とした国土の管理水準の悪化など、第1章で示した町土利用をめぐる現状と課題を踏まえ、本章第2節以降の基本方針及び目標の達成に取り組むことにより、持続可能で自然と共生した町土利用・管理を目指す。

町土の利用については、南部町第2次総合計画(令和元年度策定)がめざす基本理念「共生」「協働」「環境」及び将来像「人と自然が響き合い ともに創る なんぶ暮らし」の実現に向け、総合的かつ計画的に行うものとする。

参考資料「南部町第2次総合計画」(令和元年度～令和10年度)

まちづくりの大黒柱(基本理念)とめざすまちの姿(将来像)



第2節 土地利用の基本方針

町土の利用にあたっては、下記に示す基本方針に留意し、総合的かつ計画的視点に立った土地利用を図る。特に、所有者不明土地等の発生予防と利用の円滑化の両面から、総合的な土地利用を図る。

① 安全で安心できる土地利用

大規模地震や集中豪雨等の自然災害や、豪雪など多様な災害対策が求められていることから、防災・減災のための土地や施設の維持管理とインフラ整備、体制づくりによる町土の安全性を総合的に高める。また、農用地や森林の適正な管理による町土保全機能の向上と安全性の向上を目指した土地利用を図る。

② 低・未利用地の有効利用と良好な住環境整備の促進

将来の人口動向に配慮しながら、低・未利用地等を良好な住環境の整備など有効に活用し、住民と町外在住者に選ばれるまちづくりを推進する。

③ 地域産業の振興のための適正な土地利用の推進

地域経済の活性化に向けて、商業・サービス業の集積を維持する土地利用を図るとともに、農地集積による農業規模の拡大や耕作放棄地などの再利用を推進する。
(工業用地については、既存の工業用地等への企業立地が進んだことから、町内の空き工場(跡地)の活用を検討する。)

④ 自然との調和を重視した土地利用

町全域が重要里地里山環境に指定された豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、自然環境と生活環境の保全に十分配慮した土地利用を推進するとともに、史跡・歴史等の文化財の保全を重視した土地利用を図る。

⑤ 地域の特色を生かした土地利用

町土の利用区分ごとの土地利用については、地域の特色を生かしながら現状利用区分内において、より効率的で安定的な土地利用を図ることを基本とする。農用地、森林、原野、宅地等の相互の土地利用の転換については、土地利用の可逆性が容易に得られないこと、自然生態系や周辺の土地利用に与える影響を考慮し、総合的かつ計画的な土地利用を図る。

第3節 利用区分別の土地利用の基本方針

1 農用地

本町の主産業である農業の振興を図るためにも、必要な農用地は確保することを基本とし、農家の高齢化などによる農地の荒廃・遊休化が進むなか、担い手の確保を図るとともに、再生利用に向けた取り組みを推進し、良好な農地の維持・保全を図る。

防災面では、水田や畑が有する貯水能力に着目し、洪水対策として、適切な維持管理に努める。

2 森林

町土の 77.6%を占める森林は、木材等の生産は少ないが、地球温暖化の防止、水資源の涵養機能、土砂災害防止機能等、町の資源としての多面的機能に配慮しながら、多様で健全な森林の維持管理に努める。

また、希少な動植物が生息・生育する自然環境の保全を図るべき森林については、次世代へ引き継ぐ財産として、適正な保護と維持に努める。

3 原野

原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、環境の保全に留意しながら適正な利用を図る。

4 水面・河川・水路

水面については、農業用水のほか、住民生活にうるおいと安らぎを提供する親水空間としての多面的活用を図る。

河川については、災害防止のために、必要な措置や周辺地域の保全を図る。

水路については、農業用水の水資源を確保するため、農業用水路の維持管理を図る。

5 道路

一般道路については、国道 180 号バイパス整備が完了し、米子市へのアクセス機能が向上している。今後は、交通の安全性や防災機能の向上、生活道路としての利便性や降雪期の交通確保に配慮するとともに、既存の道路の維持修繕、老朽化対策、長寿命化対策に努める。

農道及び林道については、適切な維持管理を通じて、既存用地の持続可能な利用を図る。

一般道路、農道及び林道の整備にあたっては、周辺環境及び自然環境との調和と保全に配慮する。

6 宅地

高齢化、核家族化、居住ニーズの多様化から、町民のライフスタイルの変化にあわせた、住宅の供給が必要となっている。

本町は米子市に隣接するベッドタウンとして、以前は民間事業者による大規模な宅地開発が行われた。今後は、民間の宅地開発を促し、住宅ニーズの高い場所やその周辺において土地の有効活用を促進する。

今後の宅地需要に対しては、国道及び県道沿いの既成の宅地の周辺部や、集落内の農地において、農業との調整を図り、適正な土地の有効活用に努め、住宅地整備にあたっては、秩序ある宅地開発と災害防止に努める。

生活や観光を支える施設が立地する商業用地については、良好な環境の形成に配慮しながら、需要に応じた用途の確保を図る。

工業用地については、現在の原工業団地にはすでに空きのない状態であることから、将来の工場の立地動向等に応じて、空き工場や跡地活用及び用地の確保を検討する。

文教施設などの公共用施設の用地については、必要な用地の確保を図り、行政需要の多様化を踏まえ、環境保全に配慮し、住民生活の向上を図る。

第4節 土地利用の目標

1 目標年次

本計画の目標年次は令和 15 年度とし、中間年度は令和 10 年度とする。

2 目標年次の人口

町土の利用に関して基礎的な前提となる人口については、南部町版人口ビジョンにおいて、2040(令和 22)年に 8,500 人を想定しており、これをもとに、目標年次である 2033(令和 15)年の人口は 9,600 人を見込む。

3 町土の利用区分

「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」、「宅地」及び「その他」の地目別

4 町土の利用区分ごとの規模の目標

利用区分別の町土の現況と変化についての調査に基づき、将来人口や各種計画などを前提として、必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い定めるものとする。

本計画の目標年次における、町土の利用区分ごとの規模の目標を以下の通りとする。

単位：ha

利用区分	令和 5 年 (現状)		令和 10 年 (中間目標)		令和 15 年 (最終目標)	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合
農用地(田・畑・樹園地など)	971.7	8.5%	947.2	8.3%	922.7	8.1%
森林	8848.5	77.6%	8847.5	77.6%	8846.5	77.6%
原野	631.5	5.5%	648.1	5.7%	664.6	5.8%
水面・河川・水路	136.1	1.2%	136.1	1.2%	136.1	1.2%
道路(一般道・農道など)	275.7	2.4%	276.7	2.4%	277.8	2.4%
宅地	390.9	3.4%	394.9	3.5%	398.9	3.5%
住宅用地	229.3	2.0%	231.2	2.0%	233.0	2.0%
商業用地	56.4	0.5%	57.0	0.6%	57.6	0.5%
工業用地	25.5	0.2%	25.7	0.2%	25.8	0.2%
その他の宅地	79.7	0.7%	81.1	0.7%	82.5	0.7%
その他(公共空地や空き地など)	148.6	1.3%	152.5	1.3%	156.4	1.4%
合 計	11,403	100%	11,403	100%	11,403	100%

第3章 計画を達成するために必要な措置の概要

① 土地利用関連法制等の適切な運用

町土の利用は本計画を基本とし、国土利用計画法及びこれに関連する農業振興地域の整備に関する法律、森林法等の土地利用関係法の適切な運用、並びに第2次南部町総合計画その他土地利用に関する各種計画との調整を行い、適切な土地利用を図る。また、土地利用に関する広域的な影響を考慮し、必要に応じて県をはじめとする関係機関との適切な調整を行う。

② 公共の福祉の優先

土地利用は、公共の福祉を優先させるとともに、地域の自然、社会的、経済的および文化的諸条件に加え、地域の特性に応じた適正な利用が図られるよう努める。このため、その他の土地利用計画に基づき、適正な土地利用の誘導や各種の規制措置等を通じた総合的な土地対策の実施を図る。

③ 地域整備施策の推進

本町の発展のため、各地域の個性や多様性を活かしつつ、地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化を図る。

そのため、第2次南部町総合計画に基づき、地域ごとの資源と特性を活かした地域整備を推進するとともに、事業計画等の策定にあたっては、社会的・経済的及び環境的側面などについて、総合的に配慮する。

④ 土地利用にかかる環境の保全と安全の確保

町土の保全、自然環境の保全、歴史的風土の保存及び文化財の保護を図るため、関係法令による土地利用上の規制と調整をとりながら土地利用を図る。

宅地化にあたっては、河川の浸水想定地域や土砂災害警戒区域などについて十分に配慮するとともに、良好な自然環境の保全と、快適な生活環境の保持、まち並みや里山の景観の保全に努める。

⑤ 土地利用の転換の適正化

土地利用の転換を図る場合は、一度転換すると元に戻すことが難しいことを十分に認識するとともに、自然及び社会に与える影響の大きさに十分留意したうえで、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況など自然的・社会的条件を勘案し慎重かつ適正に行うこととする。

南部町国土利用計画

令和6年 3月

発行 南部町

編集 南部町 企画政策課

〒683-0351

鳥取県西伯郡南部町法勝寺 377-1